# の寄附を

### めることも 権 者が 家 **(7)** 政 治 附 禁止 家 は に 寄附 止 を

かと 末 贈り物やお祝い事をする機 年 始 は お 歳 暮 Þ お年 -賀など

ズンです

な政 てご そこで、 理 治 解 お 11 この ただきた 金 0 機会に皆さま か からな 61  $\mathcal{O}$ 13 が 政 治 き 改 れ 0) X

な 11 選 運 挙 0 公正 0) 確 保を Ħ 指 す 実 11

治 取らない) 動 家が選挙区内 贈 です 6 な 0) 61 人に 求 お め 金 な ゃ

受け

政

# 政治家の寄附禁止の対象

卒業祝.



ます。 Ŕ

きしょう。

1

ル

を守って、

明るい

選挙を実現

落成式・開店

祝などの花輪

葬儀の花輪・

供花、病気見 舞いなど

皆さま一

人

ひ

とり

が

寄

附

禁

止

0

治

家に

寄

附

Þ

贈

ŋ

物

を求

8 権

ること 者が

職選挙法により

禁止されて

贈ることはもちろん、

有

政











お祭りへの寄 附・差し入れ、 町内会の集会・ 旅行などの催 物への寸志・ 飲食物の差し

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

# 次の行為が禁止されています

### 【平時より禁止されるもの】

### ●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をす ることは、その時期や名義のいかんに関わらず、 罰則をもって禁止されています。また、政治家以 外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則 をもって禁止されています。

### ●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求を することも禁止されています。政治家を威迫して、 あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせ る目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治 家名義の寄附を求めることも禁止されており、威 迫して求めると処罰されます。

### ●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、 選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表 示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を することは禁止されており、選挙に関して寄附を すると処罰されます。

### ●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選 挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的 により行われる行事や事業に関する寄附以外の 寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わら ず処罰されます。

### 【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

### ●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推さ れるような名称が表示されている団体が、選挙 に関し、選挙区内にある者に対して寄附をする ことは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって 禁止されています。

# ●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益 を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して 寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選 挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁 止されています。

### 【その他、禁止されている行為】

- ○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状 (電報なども含む) を出すことは禁止されています
- ○政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑 誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

### 総務省ホームページ

### なるほど!選挙「寄附の禁止」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo s/naruhodo/naruhodo08.html ※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。



١